平成２９年（フ）第２０５号
香川県高松市塩上町２丁目13番22―102号
コート塩上Ⅲ
債務者　中打　勝彦
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２２７号
香川県高松市城東町１丁目６番８―205号
コート玉藻
債務者　中北マイリンこと　ＮＡＫＡＫＩＴＡ　ＭＹＬＥＮＥ　ＦＥＲＮＡＮＤＯ
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１４５号
茨城県筑西市二木成1258番地　第２紫峰201
債務者　宇那野陽子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第８４９号
千葉市中央区大森町533番地４
債務者　石井　麻美
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第８５１号
千葉市若葉区桜木３丁目９番26号　モア・ステージ千葉桜木２番館414号
債務者　宇佐美悦子
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第８６０号
千葉市中央区南生実町1366番地21
債務者　今関　三船
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第８６７号
千葉県市原市惣社３丁目６番地８　グリーンフォーブルⅠ206号室
債務者　小野三枝子
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第８８０号
千葉県市川市国府台６丁目２番５号　（ローズハイツ112号）
債務者　倉島真里奈
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第８８４号
千葉県習志野市鷺沼３丁目５番12号
債務者　佐藤　裕子
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第８９３号
千葉市美浜区磯辺４丁目17番８棟102号
債務者　高橋　正美
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第９１４号
千葉県市原市山田橋３丁目１番地35　コンフォートヒル102号
債務者　石田　晴巳
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第９２５号
千葉市花見川区幕張本郷７丁目10番21号
フォーヴル和泉202号
債務者　小宮　　誠
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第９２６号
千葉市花見川区幕張本郷７丁目10番21号
フォーヴル和泉202号
債務者　小宮　悦子
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第５８号
長野県東御市御牧原1130番地34
債務者　田中　千春
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２９年（フ）第５９号
長野県上田市蒼久保1175番地19
債務者　片岡　美幸
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２９年（フ）第６７号
長野県上田市蒼久保807番地２
債務者　柳澤　祥子
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２９年（フ）第６８号
長野県千曲市大字生萱722番地の１
債務者　中島　和子
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
長野地方裁判所上田支部